

○国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床
相談センター心理相談受託規程

平成16年4月1日 制定
平成19年4月1日 改正
平成22年4月1日 改正
平成26年4月1日 改正
令和元年10月1日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床相談センター規則第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床相談センター（以下「センター」という。）が受託する心理相談（以下「相談」という。）の手続及び心理相談料に關し必要な事項を定める。

(受託の条件)

第2条 相談は、教育研究上有意義であり、かつ、センターの運営に支障がないと認められる場合に、これを受託することができる。

(申込手続)

第3条 相談を申し込もうとする者は、所定の申込書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

(心理相談料の納付)

第4条 前条の承認を得た者は、所定の期日までに心理相談料を納付しなければならない。

2 既納の心理相談料は、返還しない。

(相談の種類及び心理相談料)

第5条 相談の種類及び心理相談料の額は、別表のとおりとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、相談の手続等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

本規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

相談の種類	単位	心理相談料の額
受理面接	1回	4,400円
臨床心理面接 (遊戯面接を含む)	1回	2,750円
並行親面接	1回	2,200円
検査面接	1回	3,850円
コンサルテーション	1回	3,850円
文章料	1回	3,300円